

# 1 第198回国会概観

## 1 会期及び活動等の概要

### (召集・会期)

第198回国会(常会)は、1月28日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月26日までの150日間であった。

### (院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、懲罰委員長の辞任及び選挙、7特別委員会(災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興)の設置等が行われた。また、5月15日の本会議で、賀詞案起草に関する特別委員会が設置された。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会(災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生)の設置等が行われたほか、5月9日の本会議で、天皇陛下御即位に当たり賀詞起草委員会が設置された。

### (平成三十年度第2次補正予算)

1月28日、平成三十年度第2次補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、2月5日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、2月6日から予算委員会において質疑が行われ、同7日に同補正予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した(衆参での審査の概要は、後述2(1)参照)。

### (政府4演説)

1月28日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、河野外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び茂木国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑(代表質問)が、衆議院で同30日及び31日、参議院で同31日及び2月1日にそれぞれ行われた。

### (平成三十一年度総予算)

平成三十一年度総予算は、1月28日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、3月1日に予算委員会、同2日に本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月4日から予算委員会において審議が行われ、同27日に同総予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した(衆参での審査の概要は、後述2(2)参照)。

### (大臣の辞任)

4月10日の会合において櫻田国務大臣が東日本大震災の復興に関連して不適切な発言をし、同11日辞任、後任として鈴木国務大臣が就任した。

### (常任委員長解任決議案)

6月20日、立憲、民主、維希、共産及び沖縄から予算委員長金子原二郎君解任決議案が提出され、同21日の本会議で否決された。

### (大臣問責決議案、戒告決議案)

6月20日、立憲、民主、共産及び沖縄

から財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案が提出され、同21日の本会議において否決された。また、同20日、維希から提出された財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君戒告決議案は、会期終了に伴い審議未了となった。

（内閣総理大臣問責決議案）

6月21日、立憲、民主、共産及び沖縄から、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案が提出され、同24日の本会議において否決された。

（内閣不信任決議案）

6月25日、衆議院において安倍内閣不信任決議案が提出され、同日の衆議院本会議において否決された。

（慶賀）

3月8日の本会議において、天皇陛下御即位三十年につき慶賀の意を表するため、天皇陛下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、賀詞は議長に一任することに決した後、議長は賀詞を朗読した。議長は同14日、皇居において天皇陛下にお目にかかり賀詞を奉呈し、同15日の本会議で賀詞を奉呈した旨報告した。

また、5月15日の本会議において、天皇陛下御即位につき慶賀の意を表するため、天皇陛下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、御即位につき天皇陛下に奉呈する賀詞案起草のため、賀詞案起草に関する特別委員会を設置することに決した。同日、休憩を挟み再開後の本会議

で、賀詞案起草に関する特別委員長から報告があった後、特別委員会起草の賀詞案は可決された。議長は、同16日、皇居において天皇陛下にお目にかかり賀詞を奉呈し、同17日の本会議で賀詞を奉呈した旨報告した。

（参議院規則一部改正等）

参議院議員の定数の改正に伴い、内閣委員会、法務委員会及び農林水産委員会の委員の数を20人から21人に改める「参議院規則の一部を改正する規則案」が6月19日提出され、同21日議決された。

また、会議録、委員会等の会議録、委員長等から議長に提出される報告書等、質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書並びに請願文書表について、経費の節減等に資するため、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これらを各議員に提供することができるよう改める「参議院規則の一部を改正する規則案」、憲法審査会の会議録について、経費の節減等に資するため、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供することができることとする「参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案」及び委員会等の会議録の各議員への提供の方法の変更に伴い、情報監視審査会の会議録の印刷及び配付に関する規定を整理する「参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案」が、6月26日提出され、同日議決された。

## 2 予算・決算

（1）平成三十年度第2次補正予算

平成三十年度第2次補正予算2案は、

1月28日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、2

月1日に趣旨説明を聴取し、同4日から質疑を行った。同5日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

2月5日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、2月6日に趣旨説明を聴取し、同日及び翌7日に総括質疑を行い、同7日に締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

2月7日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

#### (2) 平成三十一年度総予算

平成三十一年度総予算3案は、1月28日、衆議院に提出され、2月1日に衆議院予算委員会、同6日に参議院予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、2月8日から質疑を行った。3月1日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月1日の本会議において、総予算3案の討論に入ったが、午後11時49分に延会となり、翌2日午前0時12分開会の本会議で3月1日の議事を継続し、総予算3案の討論を行った後、総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月4日及び同5日に基本的質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、その後、一般質疑を同7

日、8日、15日、22日及び26日に行った(財務大臣及び関係大臣出席)。

このほか、集中審議(安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席)を、3月6日(統計問題・内外の諸情勢)、13日及び14日(社会保障・内外の諸情勢)、18日(安全保障・内外の諸情勢)及び25日(安倍内閣の基本姿勢)に行った。

また、3月12日に公聴会を行ったほか、同19日及び20日(外交防衛委員会については委嘱する期間に同22日を追加)には、各委員会における委嘱審査を行った。

3月27日には、締めくくり質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月27日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

#### (3) 平成二十九年度決算

平成二十九年度決算外2件は、第197回国会の平成30年11月20日に提出された後、参議院では、今国会の平成31年1月29日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。

決算委員会では、4月4日、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った後、4月8日から令和元年5月22日まで6回にわたり省庁別審査を、6月3日に准総括質疑を行い、6月10日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、平成二十九年度決算は是認すべきものと、7項目について内閣に警告す

べきものと決定した。次いで平成二十九年  
度決算審査を踏まえた措置要求決議を  
行った。また、平成二十九年度の国有財  
産関係 2 件は、いずれも是認すべきもの  
と決定した。

6月14日の本会議において、討論を行  
い、採決の結果、平成二十九年  
度決算は委員長報告のとおり是認することとし、  
内閣に対し警告することに決した。また、  
平成二十九年  
度国有財産関係 2 件はいず  
れも委員長報告のとおり是認することに  
決した。

なお、平成31年 4 月 8 日の決算委員会

では、平成二十八年度決算に関する本院  
の議決等について政府の講じた措置の説  
明を聴取した。

平成二十九年  
度予備費 2 件は、令和元  
年 6 月 3 日の決算委員会で概要説明を聴  
取した後、平成二十九年  
度決算外 2 件と  
一括して質疑を行い、同日質疑を終局し  
た後、討論を行い、採決の結果、いず  
れも承諾を与えるべきものと議決した。

6月5日の本会議において、平成二十  
九年  
度予備費 2 件はいずれも承諾するこ  
とに決した。

### 3 法律案・条約・決議等

( 審議の概況 )

内閣提出法律案は、今国会提出57件、  
継続 1 件のうち、55件が成立した ( 成立  
率94.8% )。

参議院議員提出法律案は、今国会提出  
34件のうち、4 件が成立した ( 成立率11.  
8% )。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出  
36件、継続33件のうち、11件が成立した  
( 成立率15.9% )。

条約は、今国会提出10件の全てが成立  
した ( 成立率100% )。

議決案件は、今国会提出 1 件が成立し  
た ( 成立率100% )。

決議案は、今国会提出 5 件のうち、 1  
件が成立した ( 成立率20% )。

( 1 ) 平成三十一年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」  
( 閣法第 3 号 ) は 2 月 5 日に、「地方税  
法等の一部を改正する法律案」( 閣法第

4 号 ) 「特別法人事業税及び特別法人事  
業譲与税に関する法律案」( 閣法第 5 号 )  
「森林環境税及び森林環境譲与税に関す  
る法律案」( 閣法第 6 号 ) 及び「地方交  
付税法等の一部を改正する法律案」( 閣  
法第 7 号 ) は同 8 日に、それぞれ衆議院  
に提出された。

衆議院では、閣法第 3 号について、 2  
月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質  
疑を行った。その後、同法律案が付託さ  
れた財務金融委員会で、同19日に趣旨説  
明を聴取し、同日より質疑を行った。 3  
月 1 日に質疑を終局した後、討論を行い、  
採決の結果、同法律案を可決すべきもの  
と決定した。

また、閣法第 4 号から閣法第 7 号につ  
いては、 2 月15日の本会議で趣旨説明を  
聴取し、質疑を行った。その後、各法律  
案が付託された総務委員会で、同19日に  
趣旨説明を聴取し、同21日より質疑を行

った。3月1日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、各法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月2日の本会議において、閣法第4号から閣法第7号は、討論の後、いずれも可決され、次いで、閣法第3号が討論の後、可決され、上記5法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第3号について、3月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同12日に趣旨説明を聴取し、同14日より質疑を行った。同20日に質疑を終局し、同27日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第4号から閣法第7号については、3月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された総務委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同20日に質疑を終局し、同27日に討論を行い、採決の結果、各法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月27日の本会議において、閣法第4号から閣法第7号は、討論の後、いずれも可決され、次いで、閣法第3号が、討論の後、可決され、上記5法律案は成立した。

## (2) 特定防衛調達特措法改正案

防衛力の計画的な整備を引き続き実施していく必要性に鑑み、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の有効期限を5年延長し、平成36年3月31日までとするため、2月8日、「特定防衛調達に係る

国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案」(閣法第13号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された安全保障委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同8日に質疑を行った。同日に質疑を終局し、討論の後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月12日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された外交防衛委員会で、同19日に趣旨説明を聴取し、同日質疑を行った後、質疑を終局した。同27日に民主提出の修正案について趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

3月27日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

## (3) 建築物省エネ法改正案

建築物のエネルギー消費性能の一層の向上を図るため、建築士に対する小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及びその結果の建築主への説明の義務付け、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例の拡充等を主な内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の

一部を改正する法律案」(閣法第27号)が、2月15日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月2日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同12日に趣旨説明を聴取し、同17日に質疑を行った。同日、質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月23日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月24日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同25日に趣旨説明を聴取し、5月9日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月10日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

#### (4) 大学等修学支援法案

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講じるため、2月12日、「大学等における修学の支援に関する法律案」(閣法第21号)が衆議院に提出された。

衆議院では、3月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、

同法律案が付託された文部科学委員会で、同20日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。4月10日に国民提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案に対し質疑を行い、質疑を終局した。その後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取した後、原案及び両修正案について討論を行い、採決の結果、両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月11日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文部科学委員会で同23日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月9日に質疑を終局し、民主及び共産がそれぞれ提出した修正案について趣旨説明を聴取した後、原案及び両修正案について討論を行い、採決の結果、両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月10日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

#### (5) 民事執行法等改正案

民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、債務者の財産状況の調査に関する規定の整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を行うため、2月19日、「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第28号)が衆議院に提出

された。

衆議院では、3月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で同26日に趣旨説明を聴取し、4月2日から質疑を行った。同10日に質疑を終局し、同12日、国民が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案に対し討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

4月16日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された法務委員会で、同23日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同25日から質疑を行った。5月9日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月10日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

#### (6) 子ども・子育て支援法改正案

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じるため、2月12日、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」(閣法第15号)が、衆議院に提出された。

衆議院では、3月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同

13日に趣旨説明を聴取し、同15日より質疑を行った。同28日には、内閣委員会文部科学委員会厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。4月3日に質疑を終局した後、立憲及び国民が共同提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案に対し討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月9日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月12日の本会議において、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同18日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。その後、同25日に内閣委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。5月9日に質疑を終局した後、民主提出の修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案に対し討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月10日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

#### (7) 女性活躍推進法改正案

女性を始めとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、行動計画の策定等が義務付けられる事業主の範囲を拡大するほか、いわゆるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する国、事業主及び労働者の努力義務を定めるとともに、事業主に対してパワーハラスメント防止のための相談体制の整備その他の雇用管理上の措置

を義務付ける等の措置を講じるため、3月8日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第38号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月12日の本会議で、同法律案、「業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案」(衆第2号)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律案」(衆第3号)及び「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」(衆第4号)の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された厚生労働委員会において、同日趣旨説明をそれぞれ聴取し、同16日から質疑を行った。同19日に各法律案について質疑を終局し、同24日に閣法第38号に対する共産提出の修正案について趣旨説明を聴取した後、各法律案及び修正案について討論を行い、順次採決の結果、衆第2号、衆第3号及び衆第4号を否決すべきものと決定し、次いで閣法第38号に対する修正案を否決し、閣法第38号を原案どおり可決すべきものと決定した。

4月25日の本会議において、討論の後、衆第2号、衆第3号及び衆第4号は否決、閣法第38号は可決され、閣法第38号は参議院に送付された。

参議院では、5月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会において、同14日に趣旨説明を聴取し、同16日から質疑を行った。同23日に質疑を終局し、同28日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定し

た。

5月29日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

#### (8) 中小企業等経営強化法改正案

自然災害の頻発、経営者の高齢化等の近年における中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を図る事業に対する支援、遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等の措置を講じるため、2月15日、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」(閣法第26号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会、同17日に趣旨説明を聴取し、同24日から質疑を行った。5月15日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月16日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会、同21日に趣旨説明を聴取し、同23日から質疑を行った。同28日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月29日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。



#### ( 9 ) 国有林野管理経営法改正案

効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講じるため、2月26日、「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第31号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月25日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、5月8日趣旨説明を聴取し、同9日から質疑を行い、同16日質疑を終局し、立憲提出の修正案について趣旨説明を聴取した後、修正案及び原案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月21日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、同23日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月4日に質疑を終局し、討論の後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

#### ( 10 ) 障害者雇用促進法改正案

障害者の雇用を一層促進するため、事

業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講じるため、3月19日、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第53号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月23日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同24日趣旨説明を聴取し、同26日から質疑を行った。5月10日に質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月16日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月29日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同30日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月6日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月7日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

#### ( 11 ) 国会議員歳費法改正案

国会議員又は参議院議員の歳費について、減額又は一部返納の措置を講じようとする「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」を改正する法律案は、4本の参法が議院運営委員会に付託された。

自民、公明及び無ク案(参第1号)は2月8日に提出、維希案(参第3号)は同14日に提出され、両法律案は4月19日

に付託された。その後、参第1号が5月28日に撤回、同日新たな自民、公明及び無党派（参第26号）が提出され、同29日に付託、同30日には立憲案（参第29号）が提出され、同31日に付託された。

参第3号及び参第26号については5月29日に、参第29号については5月31日にそれぞれ趣旨説明を聴取し、各法律案につき6月3日に質疑を行い、同日質疑を終局し、討論を行い、順次採決の結果、参第3号を否決すべきもの、参第26号を可決すべきもの、参第29号を否決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、各法律案につき討論の後、採決の結果、参第3号は否決、参第26号は可決、参第29号は否決され、参第26号は衆議院に送付された。

衆議院では、参第26号が付託された議院運営委員会で、6月17日に趣旨説明を聴取し、同日に質疑を行った。同日、質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、参第26号を可決すべきものと決定した。

6月18日の本会議において、参第26号は、討論の後、可決され、成立した。

#### （12）児童福祉法等改正案

児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止、児童相談所への医師等の専門職の配置、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準の創設、児童虐待を受けた児童の保護等のために協力すべき関係機関の明確化等の措置を講じるため、3月19日、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」（閣法第55号）が衆議院に提出された。

衆議院では、5月10日の本会議で、「児

童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」（衆第7号）とともに趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された厚生労働委員会で、同15日に趣旨説明を聴取し、同17日から質疑を行った。同24日、衆第7号の撤回を許可し、閣法第55号について、質疑を終局した後、自民、立憲、国民、公明、共産、維新及び社保の共同提出の修正案について趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案に対し討論を行い、採決の結果、修正案について可決し、閣法第55号を修正議決すべきものと決定した。

5月28日の本会議において、同法律案は、討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、6月5日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同6日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同11日から質疑を行った。同18日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月19日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

#### （13）日本国憲法第八条の規定による議決案

皇室が、即位の礼を機に、本年10月11日から11月29日までの間において、内閣の定める基準により、天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受けられることとする「日本国憲法第八条の規定による議決案」（閣議第1号）が、6月7日、衆議院に提出され

た。

衆議院では、付託された内閣委員会で6月12日に趣旨説明を聴取し、直ちに採決の結果、可決すべきものと決定した。

6月13日の本会議において、同議決案は可決され、参議院へ送付された。

参議院では、付託された内閣委員会で6月20日に趣旨説明を聴取し、直ちに採

決の結果、可決すべきものと決定した。

6月21日の本会議において、同議決案は可決された。

(14) 決議案

参議院では、6月26日の本会議において、国際労働機関（ILO）創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議案が可決された。

## 4 調査会

第192回国会に設置された「国際経済・外交に関する調査会」、「国民生活・経済に関する調査会」は、それぞれ5月22日にこれまでの調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、同24日に本会議で口頭報告を行った。

また、同じく第192回国会に設置された「資源エネルギーに関する調査会」は、5月31日にこれまでの調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、6月5日に本会議で口頭報告を行った。

（国際経済・外交に関する調査会）

国際経済・外交に関する調査会は、「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、3年目に行われた「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」及び「SDGs、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題」についての調査を中心に議論の概要を取りまとめるとともに、8

項目の提言を行っている。

（国民生活・経済に関する調査会）

国民生活・経済に関する調査会は、3年間を通じ「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」について調査を行った。最終報告では、調査の内容を踏まえ、「経済・生活環境をめぐる課題の解決」、「子どもの貧困の解消」、「住まいの確保」及び「地域コミュニティの活性化」について提言を行っている。

（資源エネルギーに関する調査会）

資源エネルギーに関する調査会は、「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」について3年間にわたり調査を行った。最終報告においては、3年目に行われた「我が国資源エネルギーの展望」についての調査を中心に議論の概要を取りまとめるとともに、政府及び関係者に要請を行うものとして、技術革新の実現に向けて強化すべき研究開発に関する提言を行っている。

## 5 その他

### (1) 国会同意人事案件

今国会に提出された27機関97名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

### (2) 党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が6月19日に開会され、枝野幸男立憲民主党代表、玉木雄一郎国民民主党代表、志位和夫日本共産党中央委員会幹部会委員長及び片山虎之助日本維新の会共同代表と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

### (3) 情報監視審査会

情報監視審査会は6回開催された。1月31日、3月1日及び5月31日は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、特定秘密の指定の状況について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。

1月31日及び5月31日には特定秘密の提示を求めることを決定し、2月14日に内閣官房及び警察庁から、6月19日に公安調査庁及び海上保安庁から、それぞれ提示された特定秘密について政府から説明を聴取し、質疑を行った。6月26日には、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、宮腰国務大臣に対し質疑を行い、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、政府に対し質疑を行った。